

山口県報

令和4年
8月2日
(火曜日)

目次

- 告示
道路の位置の指定（建築指導課）……………
- 公告
契約の締結（デジタル・ガバメント推進課）……………



山口県告示第二百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和四年八月二日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武中宇上永城院三一九の二五及び三一九の二五地先	四・一 四・五	四一・八	令和四、 六、二八

(一三七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和四年八月二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号
- 契約に係る特定役務の名称及び数量
山口県第二期情報セキュリティクラウド調達・移行業務 一式
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 契約の相手方を決定した日
令和四年七月一日
- 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
SBテクノロジーズ株式会社 東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
- 契約金額
六千五百九十五万六千円
- 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため
- 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

令和四年八月二日印刷

発行人所

山口県知事